

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

■女性の方は

市役所 1 階広報広聴課市民相談係☎541

相談日時 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

女性悩みごと相談

□羽村市広報広聴課市民相談係

相談日時 第 1・3・5 水曜日の午後 1 時 30 分～4 時 30 分

□福生市秘書広報課広報広聴係☎ 551-1529

相談日時 第 2・4 水曜日の午前 9 時～午後 1 時

こちらでも相談できます

□東京都女性相談センター多摩支所☎ 522-4232

相談日時 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時（祝日、年末年始を除く）

□自立のための女性生活相談

羽村市子育て支援課支援係☎239（市役所 2 階）

相談日時 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

■子育てと家庭に関すること

子ども家庭支援センター（市役所 2 階子育て相談課）☎ 578-2882

※ 18 歳未満のお子さんと家庭に関する相談に応じています。

相談日時 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

相談内容 子どもの虐待に関すること／子どもの生活習慣や育児・しつけなど子育て全般／子育てに関するサービスの紹介

こちらでも相談できます

□東京都立川児童相談所☎ 523-1321

相談日時 月～金曜日の午前 9 時～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

□子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京（LINE 相談）

相談日時 月～金曜日…午前 9 時～午後 11 時（受付は午後 10 時 30 分まで）／土・日曜日、祝日…午前 9 時～午後 5 時

□児童相談所全国共通ダイヤル☎ 189

（いちはやく・24 時間 365 日対応）

※個人情報などの秘密は守られます。匿名での相談も可能です。

※虐待ではなかったとしても、相談した人の責任が問われることは一切ありません。

■障害のある方は

市役所 1 階障害福祉課☎185

※障害のある方やその家族・関係者の相談に応じています。

相談日時 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

■高齢の方は

市役所 1 階高齢福祉介護課☎198

相談日時 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

相談内容 高齢の方への虐待対応や、成年後見制度の利用などの権利擁護に関すること／介護保険サービス・福祉サービスの利用に関すること／介護予防に関すること

こちらでも相談できます

□地域包括支援センターあさひ☎ 555-8815

担当地区 緑ヶ丘、富士見平、神明台三・四丁目、双葉町、五ノ神（300 番地台）、羽（400 番地台）、川崎（600 番地台）、横田基地内

□地域包括支援センターあゆみ☎ 570-1200

担当地区 栄町、小作台、羽西、羽加美、羽中

□地域包括支援センターあかしあ☎ 578-5508

担当地区 五ノ神、神明台一・二丁目、川崎、羽東、玉川、羽（清流）

全センター相談日時 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

11 月は児童虐待防止推進月間

189（いちはやく）「だれか」じゃなくて「あなた」から

◆児童相談所全国共通ダイヤル☎ 189

児童虐待は社会全体で取り組む重要な課題です。虐待が心配される子どもを見つけた時や、自分自身が子育てで悩んだ時は、子ども家庭支援センターまたは児童相談所へ相談してください。地域の子どもたちに関心を持って、みんなで子どもの笑顔を守りましょう。

問合せ 子ども家庭支援センター☎ 578-2882
／東京都立川児童相談所☎ 523-1321

女性、子ども、障害のある方、高齢の方へ

ひとりで悩まないで…まずは相談を !!

子育てや介護、身近な人との関係などで、悩んでいることはありませんか。

市では、皆さんのさまざまな悩みを相談できる専門の窓口を用意しています。今回は特に、女性や子ども、障害のある方、高齢の方に関する相談窓口を紹介します。悩んでいることがあったら、「誰にも言えない」と思わずに、まずは相談してください。

心理的虐待・精神的暴力

脅す、無視する、嫌がらせをする、暴言、罵倒する、怒鳴る、家族（夫婦・きょうだいなど）への暴言・暴力を見せる

身体的虐待・身体的暴力

殴る、蹴る、叩く、つねる、ベッドに縛り付ける

性的虐待・性的暴力

性的行為を強要する

ネグレクト（育児放棄、介護・世話の放棄、放任）

食事を与えない、乳幼児を残して外出する、必要な介護・世話をしない、家族以外の同居人や自宅に出入りする第三者による虐待を家族が放置する

経済的虐待・経済的暴力

金銭を与えない、本人の預貯金などを本人の意思に反して使用または制限する

それは虐待・暴力かも…?! 命の危険を感じるなら、今すぐ警察

110 番へ !!

心配…まずは相談してみよう！

11月12日～25日は
「女性に対する暴力をなくす運動」期間

国では、女性に対する暴力をなくすための取り組みを一層強化し、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、毎年11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」を展開しています。

配偶者などからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメントなど「女性に対する暴力」は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。また、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力をなくし、だれもが安心して暮らせる社会づくりを進めましょう。

市では、市内公共施設でのポスター掲示や職員のパールバツジの着用、また今年度は羽村市動物公園でパールライトアップを行います。

問合せ 企画政策課☎ 313



ワクチン接種後も油断せず、感染対策や体調管理を続けましょう。相談などにお越しの際はマスクを着用してください。